

整備事業関係

次の各々に掲げる事項について、適切なものには「○」を、適切でないものには「×」として考えてみて下さい。

	設 問	回 答
1	ブレーキドラムを取り外して再度組み付ける作業のみであれば、分解整備に該当しない。	
2	音量計(騒音計)を用いて行う検査については、点検及び整備を行うための屋内現車作業場で行っても差し支えない。	
3	有効な保安基準適合標章を自動車に表示して運行する場合には、自動車損害賠償責任保険証明書を当該自動車に備え付けなくてもよい。	
4	適合標章を交付しない場合は、当該適合標章の表面を朱抹し、当該適合標章を適合証綴から切り離すことなく適合証(控)とともに保存すること。	
5	指定自動車整備事業者が、他の認証工場において点検整備が行われた自動車の継続検査の依頼を受けた場合、当該指定自動車整備事業者での点検整備を省略し、自動車検査員が検査を実施し、保安基準適合証に適合する旨の証明を行い、指定自動車整備事業者が保安基準適合証及び保安基準適合標章を交付することができる。	
6	一時抹消登録を受けた小型乗用自動車のコイルスプリングが変更され、登録識別情報等通知書に記録された高さより5cm高くなっていたが、コイルスプリングは指定部品であり、保安基準に適合していたので保安基準適合証に保安基準に適合する旨の証明をした。	
7	指定整備事業者は、自動車検査用機械器具の校正の結果不適合となった場合、「自動車検査用機械器具校正不適合報告書」に校正結果通知書の写しを添え、15日以内に運輸支局長に報告しなければならない。	
8	地方運輸局長は、指定自動車整備事業者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令、又はこれらに基づく処分に違反したときは、6月以内において期間を定めて保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の停止を命じ、又は指定を取り消すことができる。	
9	道路運送車両法第94条の5第4項の点検及び検査を、複数の自動車検査員が分担して実施した場合の自動車検査員の証明欄には、保安基準適合証に最後に検査の実務を実施した自動車検査員のみ、の氏名を記名し押印した。	
10	対象とする自動車の種類が「普通自動車(中型)」であり、「大型特殊自動車」を対象としない指定自動車整備事業場には、工員が5人以上必要である。	

検 査 業 務 関 係

	解答	設問に対する解説
1	×	ブレーキドラムを取り外して行う自動車の整備又は改造は分解整備に該当し、ブレーキドラムを取り外し再度組み付ける作業のみであっても、分解整備に該当します。 【分解整備の定義に関する照会について】
2	○	音量計、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器、黒煙測定器及びオパシメータにより行う検査については、屋内現車作業場で行って差し支えありません。 【自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)】
3	×	保安基準適合標章を交付する際、自動車損害賠償責任保険証明書の保険期間を確認しているところですが、有効な保安基準適合標章を自動車に表示して運行する場合であっても、自動車損害賠償責任保険証明書を当該自動車へ備え付ける必要があります。 【自動車損害賠償保障法第8条】
4	○	適合標章を交付しない場合は、適合標章の不正使用防止対策として、当該適合標章の表面(適合標章の有効期間を記載する側の面)を朱抹(赤色の×印)し、当該適合標章を適合証綴から切り離すことなく適合証(控)とともに保存する必要があります。 【自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)】
5	×	指定自動車整備事業者は、依頼を受けた車両の点検、整備及び完成検査までを一貫して行わなければなりません。 【道路運送車両法第94条の5第1項】

検 査 業 務 関 係

	解答	設問に対する解説
6	×	<p>自動車検査員は、一時抹消登録を受けた自動車について、当該自動車の構造等に関する事項がそれぞれ当該自動車に係る自動車登録ファイルに記録された構造等に関する事項と同一でなければ、証明をしてはなりません。新規検査、継続検査において、それぞれ指定部品の取扱いに注意が必要です。</p> <p>【道路運送車両法第94条の5第5項】</p>
7	×	<p>自動車検査用機械器具の校正の結果不適合となった場合、「自動車検査用機械器具校正不適合報告書」に校正結果通知書の写しを添え、速やかに運輸支局長に報告しなければなりません。また、当該機械器具が再校正により技術基準に適合するまでの間は、検査に使用してはなりません。</p> <p>【自動車検査用機械器具の校正及び校正の結果不適合となった場合の取扱いについて】</p>
8	○	<p>指定自動車整備事業者に対する行政処分の種類は、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の停止命令、指定の取り消し、自動車検査員の解任命令及び是正命令があります。</p> <p>【道路運送車両法第94条の8第1項】 【行政処分等の基準通達】</p>
9	×	<p>複数の自動車検査員が分担して行った場合の自動車検査員の証明欄には、最後に検査の実務を行った自動車検査員の氏名を含めてすべての自動車検査員の記名及び押印をしなければなりません。</p> <p>【自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)】</p>
10	×	<p>指定に係る基準の内、工員数要件で工員は4人以上必要となっていますが、対象とする自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30名以上(大型特殊自動車を含む)の車両が含まれる場合は工員が5人以上必要となります。</p> <p>【自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)】</p>

検 査 業 務 関 係

次の各々に掲げる事項について、適切なものには「○」を、適切でないものには「×」として考えてみて下さい。

	設 問	回 答
1	普通乗用自動車の補助制動灯が尾灯と兼用になっていたため、保安基準不適合と判断した。	
2	自動車検査証の乗車定員が2人となっている二輪自動車の後部座席に、握り手及び足かけがなかったため保安基準不適合と判断した。	
3	自主防犯活動用自動車には、赤色防犯灯を備えることができる。	
4	自動車は、告示で定める方法により測定した場合において、長さ(セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離)12メートル(セミトレーラのうち告示で定めるものにあつては、13メートル)、幅2.5メートル、高さ3.8メートルを超えてはならない。	
5	走行用前照灯の灯光の色が淡黄色であったため保安基準適合と判断した。(自動車の製作年月日が令和3年1月1日とする)	
6	前部霧灯が不点灯状態であることから、当該灯火の電球及び配線のうち、電球を取り外したものは保安基準に適合する。	
7	専ら砂利、土砂等の運搬に用いる普通貨物自動車で、当該自動車の最大積載量を当該荷台の容積(0.1m ³ 未満は切り捨て)で除した数値が1.4t/m ³ であったため、保安基準に適合とした。	
8	非常口を設けた自動車について、非常口のとびらが開放した場合にその旨を運転者に警報する装置が作動していなかったため、保安基準に不適合とした。	
9	後部に備える側方灯の灯光の色が赤色であったが、尾灯、制動灯と構造上一体となっていたため、保安基準に適合とした(平成18年1月1日以降製作車)	
10	小型乗用自動車の後退灯が同時に3個点灯したため、保安基準に不適合とした。(平成27年12月31日以前製作車)	

検 査 業 務 関 係

	解答	設問に対する解説
1	○	補助制動灯は、尾灯と兼用であってはなりません。(二輪自動車は除く。) 【審査事務規程7-89-3(1)④】
2	○	二輪自動車の後部座席には、握り手及び足かけが必要となります。なお、乗車定員が1名の二輪自動車には、必要ありません。 【審査事務規程7-40-1-1(1)①イ】
3	×	自主防犯活動用自動車には、青色防犯灯を備えることができます。なお、青色防犯灯の数は、1個のみ取付が可能です。 【審査事務規程7-118-1】
4	○	自動車(保安基準の緩和認定された車両を除く)の長さ、幅及び高さは、指定部品、指定外部品に係わらず、装着した状態において、当該寸法を超えてはなりません。 【審査事務規程7-2-1(1)】
5	×	平成17年12月31日以前に製作された自動車については、走行用前照灯の灯光の色は、白色又は淡黄色となっていました。平成18年1月1日以降に製作された自動車については、白色のみとなります。 【審査事務規程7-65-2-2②】

検査業務関係

	解答	設問に対する解説
6	×	<p>不点灯状態にある灯火について、当該灯火に係る電球(光源)及び全ての配線が取外されている場合は、保安基準に適合します。(不適切な補修にあたらぬ)</p> <p>【審査事務規程4-4(1)②】</p>
7	×	<p>専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車の荷台であって、当該自動車の最大積載量を当該荷台の容積(0.1m³未満は切り捨て)で除した数値が普通自動車にあつては1.5t/m³未満のもの、小型自動車にあつては1.3t/m³未満のもの、また、さし枠の取付金具を有するものは保安基準に適合しません。</p> <p>【審査事務規程7-52-1(1)②】</p>
8	○	<p>幼児専用車及び乗車定員30人以上の自動車(緊急自動車を除く。)には、非常時に容易に脱出できるものとして非常口を設けなければなりません。また、非常口を設けた自動車には、非常口のとびらが開放した場合にその旨を運転者に警報する装置を備えなければなりません。</p> <p>【審査事務規程7-51-2(3)】</p>
9	○	<p>側方灯の灯光の色は、橙色であること。ただし、後部に備える側方灯であつて尾灯、後部上側端灯、後部霧灯、制動灯又は後部反射器と構造上一体となっているもの又は兼用のものにあつては、赤色であってもよいとなっています。構造上一体となつていない又は兼用となつていないものについては、橙色でなければなりません。(平成18年1月1日以降製作車)</p> <p>【審査事務規程7-78-2-1(1)②】</p>
10	○	<p>平成27年12月31日以前製作車について、後退灯の数は、2個以下であることとなっています。</p> <p>平成28年1月1日以降製作車について、長さが6mを超える自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車に限る。)にあつては、2個、3個又は4個となっています。</p> <p>【審査事務規程7-90-3(1)①】</p>